

専門学校 山形 V. カレッジ

学業成績の評価・評定法並びに進級及び卒業の認定に関する規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、成績評価・評定法を客観的に公平かつ平等に行うことを目的とする。

第2章 学業成績の評価・評定法

(学業成績の評価)

第2条 学業成績は、各科目の成績と平素の成績とを総合した学年成績によって評価する。

(試験の成績の評価)

第3条 試験の成績の評価は、その試験の結果に基づき100点法による。

(学年成績の評価)

第4条 学年成績は、その年度における各期の科目の成績、出欠状況及び学習態度等を総合して100点法により評価し、次の区分により評定で表す。

評定	評価点
A	100～80
B	79～60
C	59～50
D	49～ 0

〔評価点の算出方法〕

- ・各科目の成績の点数——— 80点満点
 - ・出欠状況 ——— 10点満点
 - ・学習態度等 ——— 10点満点
- レポート提出状況及び授業態度点等を加味する。

2 再試験・レポート等による指導後の評定値は最高Cとする。

3 出席時数が5分の4以下の科目の評定値はDとする。

4 通年の成績は、前期・後期の評価点の平均とする。

5 学年成績を指導要録及び学業成績表・学業成績証明書に記載する場合には、評定によるものとし、学業成績表は各期末に保護者に郵送する。

(試験を欠席した場合)

第5条 試験を欠席した者の当該試験科目の試験成績は0点とする。

(不正行為を行った場合)

第6条 試験中に不正行為を行った者に対しては、その時以降の受験を停止させ、当

該試験期間中の全科目の試験成績を０点とするとともに、学則の規定により、懲戒を加えるものとする。

第３章 科目の修了並びに進級及び卒業の認定

(成績判定会議)

第７条 成績判定会議は前期末、後期末に行うものとする。

(科目の修了並びに進級及び卒業の認定)

第８条 科目の修了並びに進級及び卒業の認定は、成績判定会議の議を経て校長がこれを行う。

(進級及び卒業の規準)

第９条 進級及び卒業の規準は、次の各号に掲げるものとする。

(１) 授業科目全ての科目の評定値がＣ以上であること。

(２) 卒業要件

① ２年（１年課程学科は１年）以上の学習を履修すること。

② 専門士については、１７００時間以上の学習を修めること。

(但し、１年課程は８００時間以上とする。)

③ ６４単位以上を取得のこと。

(但し、１年課程は３２単位以上とする。)

④ 通信課程は３年以上の学習を履修し、６０単位以上を取得のこと。

２ 前項各号の要件を満たさない者の取り扱いについては、成績判定会議において審議する。

(会議の招集)

第１０条 会議の招集は校長が行うものとする。

(原級留置)

第１１条 成績判定会議において当該学年の課程の修了を認定されない者は、原級留置とし、その学年の授業科目を再履修しなければならない。

第４章 雑 則

(実施に関する細則)

第１２条 この規則の細則は職員会議において別に定める。

出欠席点一覧表

出席率			点数
100.0%	～	98.1%	10
98.0%	～	96.1%	9
96.0%	～	94.1%	8
94.0%	～	92.1%	7
92.0%	～	90.1%	6
90.0%	～	88.1%	5
88.0%	～	86.1%	4
86.0%	～	84.1%	3
84.0%	～	82.1%	2
82.0%	～	80.1%	1
80.0%	～	0.0%	0

※出席率は、出席時間数÷授業時間数×100で求め、
小数点以下第二位を四捨五入し算出する。